

訪問看護サービス

契約書

重要事項説明書

個人情報同意書

訪問看護によん

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護 によん
所在地	兵庫県神崎郡神河町南小田 1 2 3 3 - 2
事業所指定番号	兵庫県 2 8 6 3 4 9 0 1 1 2 号
管理者・連絡先	安積 佐和子 電話：0 7 9 0 - 3 4 - 1 8 2 4
サービス提供地域	神河町、市川町

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2.5 人以上
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	必要員数

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜～金曜、土曜、日曜、祝日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(注) 原則として土日はお休みとさせていただきます。祝日営業。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

4. サービス内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護

- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

(2)看護師等の禁止行為について

- ① 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類の預かり
- ② 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動・その他迷惑行為

(3)サービス利用上の迷惑行為

利用者様またはご家族様による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要な事を強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えない事
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行う事
- ⑪ 人格を傷つける発言を行う事
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行う事

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

- ①介護保険改定に伴い料金の変更がある場合は、決定後文書にて連絡するものとする。
- ②介護保険適用外の料金変更については1か月以上前に文書にて連絡するものとする。

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

9. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、被害を最小限にし、事業所の業務を継続するための計画（以下『業務継続計画』という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10. 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

11. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

※土日を除く 8:30～17:15

電話番号	0790-34-1824
FAX 番号	0790-34-1826
担当者	看護職 林 真紀
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市町役場及び兵庫県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。※土日祝を除く 9:00～17:00

兵庫県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地:神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801
	電話番号:078-332-5617
	FAX 番号:
	対応時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00
兵庫県福祉サービス運営 適正化委員会	所 在 地:神戸市中央区坂口通2丁目1-1
	電話番号:078-242-6868
	FAX 番号:
市川町健康福祉課	所 在 地:神崎郡市川町西川辺165-3
	電話番号:0790-26-1010
	FAX 番号:0790-26-1049
神河町健康福祉課	所 在 地:神崎郡神河町栗賀町630番地
	電話番号:0790-32-2421
	FAX 番号:0790-31-2800

13. 運営法人の概要

事 業 者	株式会社アミューズ24
代 表 者	代表取締役 安積 希真
所在地・連絡先	神崎郡市川町甘地166-3 電話 0790-26-3009
事 業 所	訪問看護によん
管 理 者	安積 佐和子
所在地・連絡先	神崎郡神河町南小田1233-2 電話 0790-34-1824

* 平成 30 年 4 月介護報酬改定により、リハビリ利用について以下の点が改定されました

『訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時※₁や利用者の状態の変化等※₂に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うと共に、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問である』ため、看護師による訪問が義務付けられました。

※ 1 …利用者が過去 2 月間(暦月)において当訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合であって、新たに計画書の作成をする場合をいう。

※ 2 …主治医から訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化がある場合をいう。

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所 所在地 神崎郡市川町甘地 166-3
名 称 株式会社 アミューズ 2 4
代表取締役 安積 希真

事業者 所在地 神崎郡神河町南小田 1233-2
名 称 訪問看護 によん
代表者 安積 佐和子

令和 年 月 日 説明者 林 真紀 ㊞

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日 利用者 _____ ㊞

代筆 _____ 続柄 _____

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- 4) 介護保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所や内容、負担割合等に変更があった場合は速やかにお知らせください。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	～	看護計画書参照
(2)	曜日	～	看護計画書参照
(3)	曜日	～	看護計画書参照
(4)	曜日	～	看護計画書参照

- ※1. 曜日、時間帯については協議の上、変更する場合がございます。
- ※2. 交通事情、天候、緊急訪問等により開始時刻が変更する場合がございます。(15分程度の遅れの場合連絡せずに最短で訪問するようにしますのでご了承ください)
- ※3. 担当の休みなどにより事業所都合で振替やキャンセルをお願いすることがございます。

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を完結日より5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：林 真紀

連絡先： 0790-34-1824

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
 なお、ご希望の方はお振込みも利用する事が出来ます。但し、振り込み料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります。

	曜日	算定根拠(単価×回数 加算)	基本利用料(10 割)	利用者負担金(1.2.3 割)
(1)	曜日	円 ×	円	円
(2)	曜日		円	円
(3)	曜日		円	円
(4)	曜日		円	円
(5)	曜日		円	円
合 計			円	円
交通費(サービス地域外のみ) ☐ 不要 ☒ 必要 →				(注) 参照
総 計				円

(注) 交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から 1 kmあたり 30 円を徴収する。

5. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 訪問看護によん TEL 0790-34-1824

- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000 円

※利用者様のために別途ご用意した衛生用品・消耗品などがあった場合、その費用についてもご請求させて頂く可能性があります。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 安積 佐和子

(2) 従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するように努めます。

(3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業所 所在地 神崎郡市川町甘地 166-3
名 称 株式会社 アミューズ 24
代表取締役 安積 希真

事業者 所在地 神崎郡神河町南小田 1233-2
名 称 訪問看護 によん
管理者 安積 佐和子

居宅サービス契約書（訪問看護・介護保険）

訪問看護によん

第1条

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約日から1年間とします。
- 2 上記の契約期間は、契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改定後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、同意を得るものとします。変更同意できない場合は利用者から契約を解除することができます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。

- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条（サービスの中止）

利用者は事業者に対して、サービス提供日までに通知をすることにより料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

ご利用予定のサービスをキャンセルする際は速やかに事業所までご連絡下さい。ご自宅に伺い、利用者様が不在であった場合や利用者様都合でキャンセルされた場合はキャンセル料2,000円を請求します。

第7条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除）

事業者は、利用者の暴力・暴言・セクハラ行為などの著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、1か月の猶予を置き、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第9条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者へ通知するものとします。

第10条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることが出来るも

のとします。

第 12 条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 13 条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第 14 条（反社会勢力でないことの表明・確約）

利用者は、次の①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、また①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事業者との取引が停止され、または事業者の通知により事業者との取引が解約されても異議を申しません。取引の停止または解約により利用者に損害が生じた場合にも、事業者は何らかの請求をしません。また、事業者に損害が生じたときは、利用者がその責任を負います。

① 事業者との取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約いたします。

（ア） 暴力団

（イ） 暴力団員

（ウ） 暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者

（エ） 暴力団準構成員

（オ） 暴力団関係企業

（カ） 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等

（キ） 以下のいずれかに該当する者

（1） 暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること

（4） 暴力団員に対して資金を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5） 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わない事を確約いたします。

（ア） 暴力的な要求行為

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

第 15 条（その他）

利用者が入院や、やむを得ない状況でサービスを中止した場合、2週間以上経過し、再開の目途が立たない場合は従来の訪問スケジュールが変更になる場合があります。

上記のとおり、居宅サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 神崎郡 神河町 南小田 1233-2 Resort によんin神河

氏 名 (印)

電話 _____

緊急連絡先

TEL _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名 (印)

立会人 住 所

氏 名 (印)

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 神崎郡市川町甘地 166-3
 名称 株式会社 アミューズ 24
 代表者 安積 希真 (印)

事業所 所在地 神崎郡神河町南小田 1 2 3 3 - 2
 名 称 訪問看護 によん
 管理者 安積 佐和子
 兵庫県知事指定 第 2 8 6 3 4 9 0 1 1 2 号

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

訪問看護 によん では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則：匿名化 匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合。

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等。

3. 使用する期間

契約日 から 契約終了まで。

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

訪問看護によん 宛

(利用者) 住 所 神崎郡神河町南小田 1233-2 Resort によんin神河

氏 名 _____ (印)

(利用者の家族) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)